

平成29年8月8日 県立教育研究所

平成29年度

中学校新教育課程説明会

総合的な学習の時間

奈良県教育委員会事務局

学校教育課

指導主事

堺 隆宏

本日の内容説明

- I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント
- II 総合的な学習の時間の目標
- III 各学校において定める目標及び内容
- IV 指導計画の作成と内容の取扱い
- V 移行措置関係規定

I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント

1 改訂の趣旨

○総合的な学習の時間を通してどのような資質・能力を育成するのかということや、総合的な学習の時間と各教科等と関連を明らかにすることについては学校により差がある。これまで以上に総合的な学習の時間と各教科等の相互の関わりを意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行われるようにすることが求められている。

I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント

1 改訂の趣旨

○探究のプロセスの中でも「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取組が十分ではないという課題がある。探究のプロセスを通じた一人一人の資質・能力の向上をより一層意識することが求められる。

【解説 p 6】

I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント

2 改訂の要点

①改訂の基本的な考え方

- ・ 総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。

I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント

2 改訂の要点

②目標の改善

- ・ 総合的な学習の時間の目標は、「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化した。

I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント

2 改訂の要点

②目標の改善

- ・教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏まえて設定することを示した。

I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント

2 改訂の要点

③学習内容、学習指導の改善・充実

- ・各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善した。

I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント

2 改訂の要点

③学習内容、学習指導の改善・充実

- ・ 探究的な学習の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるよう改善した。

I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント

2 改訂の要点

③学習内容、学習指導の改善・充実

- ・教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（比較する、分類する、関連付けるなどの、「考えるための技法」を活用する）、コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動（情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択、活用できるようにすることを含む）が行われるように示した。

I 中学校総合的な学習の時間の改訂のポイント

2 改訂の要点

③学習内容，学習指導の改善・充実

- ・自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視することを示した。

【解説 p 6、7】

Ⅱ 総合的な学習の時間の目標

1 目標の構成

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

Ⅱ 総合的な学習の時間の目標

1 目標の構成

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。

Ⅱ 総合的な学習の時間の目標

1 目標の構成

- (2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。

Ⅱ 総合的な学習の時間の目標

1 目標の構成

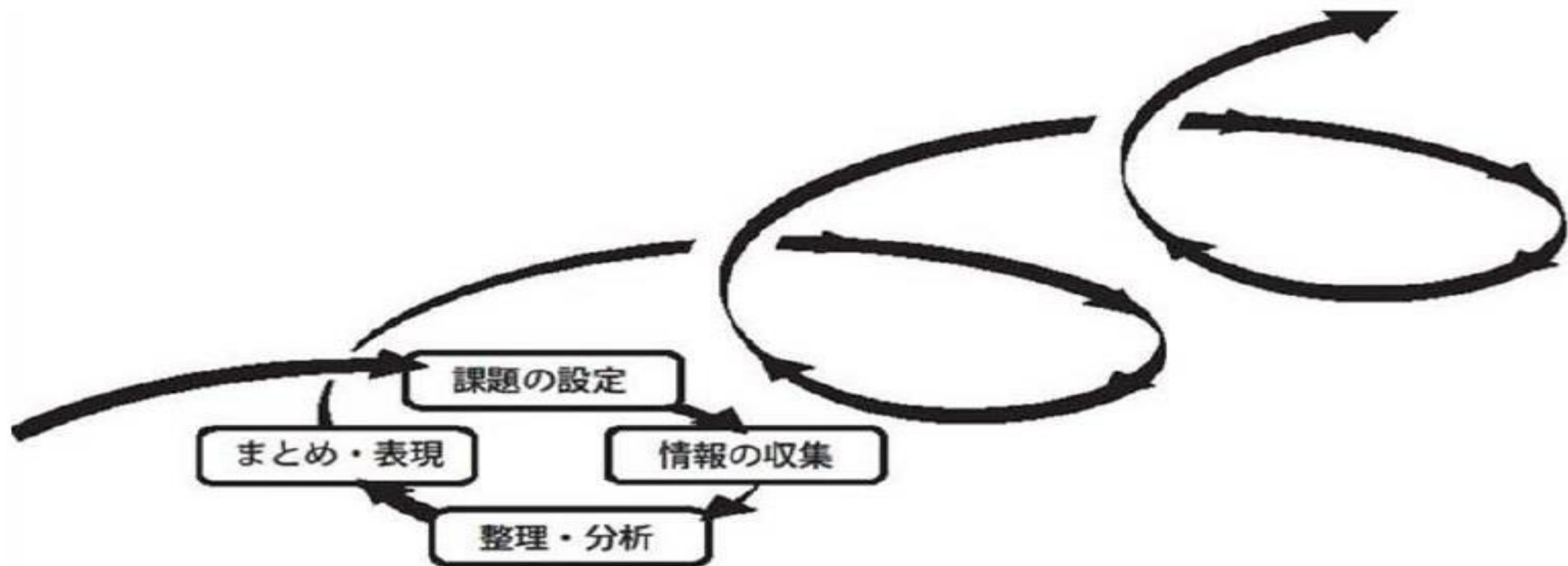
(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

【解説 p 8】

Ⅱ 総合的な学習の時間の目標

2 目標の趣旨

総合的な学習の時間における児童の学習の姿



■ 日常生活や社会に目を向け、児童・生徒が自ら課題を設定する。

■ 探究の過程を経由する。

- ① 課題の設定
- ② 情報の収集
- ③ 整理・分析
- ④ まとめ・表現

■ 自らの考えや課題が新たに更新され、探究の過程が繰り返される

Ⅱ 総合的な学習の時間の目標

2 目標の趣旨

○探究的な見方・考え方

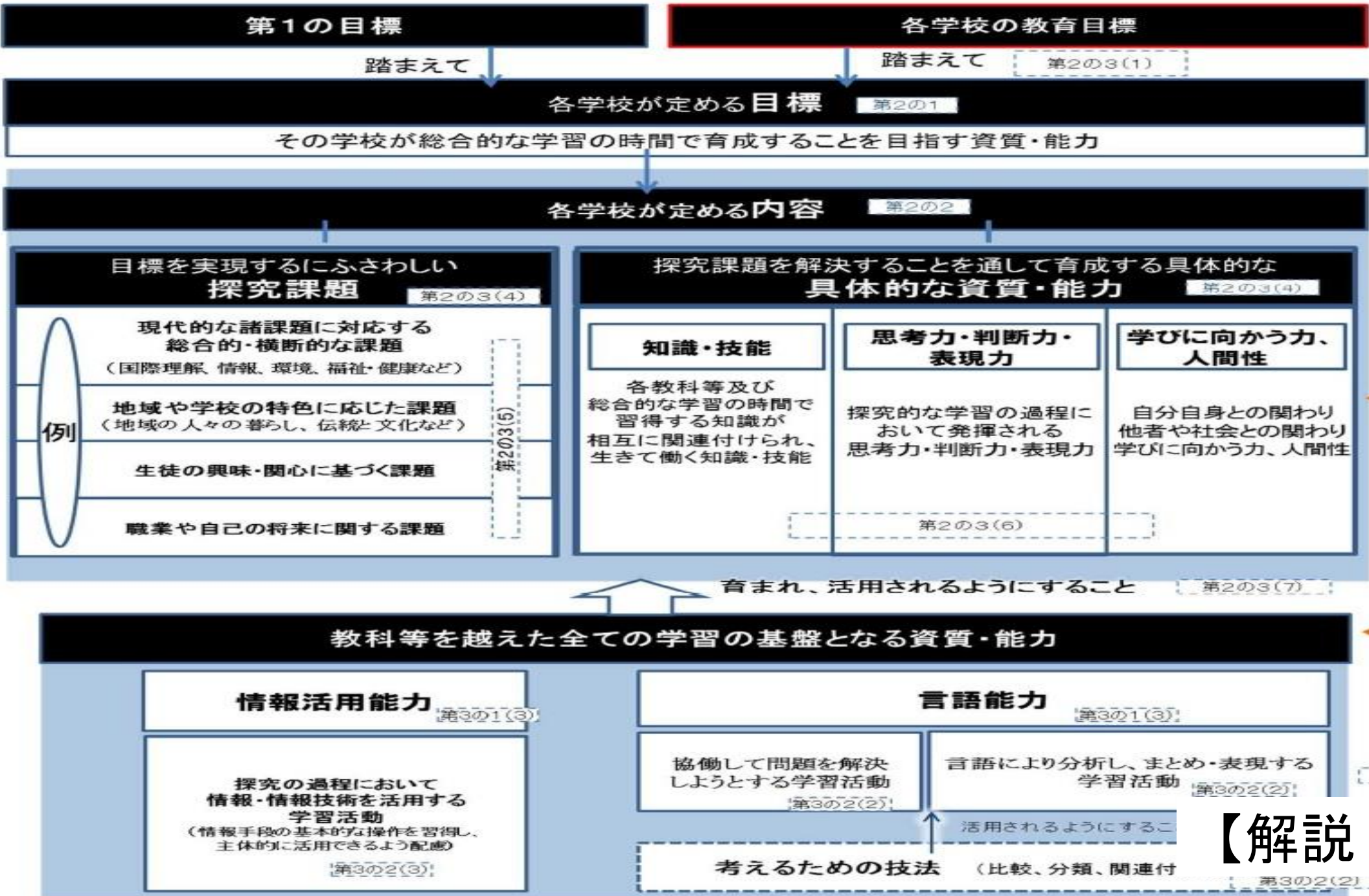
各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けるという総合的な学習の時間の特質に応じた見方・考え方

【解説 p 10】

Ⅲ 各学校において定める目標及び内容

1 各学校において定める目標、内容

(第1) 目標
 (第2の1) 目標
 (第2の2) 内容
 (第2の3) 学校が設定する目標及び内容の取扱い
 (第3の1) 指導計画
 (第3の2) 内容の取扱い



相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする 第3の1(3)
各教科等で育成する資質・能力

【解説 p 18】

Ⅲ 各学校において定める目標及び内容

1 各学校において定める目標、内容

○目標を実現するにふさわしい探究課題とは

目標の実現に向けて、学校として設定した生徒が探究的な学習に取り組む課題であり、従来「学習対象」として説明されてきたものに相当する。

【解説 p 21】

Ⅲ 各学校において定める目標及び内容

1 各学校において定める目標、内容

○探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力とは

各学校において定める目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体的に示したものであり、教師の適切な指導の下、生徒が各探究課題の解決に取り組む中で、育成することを目指す資質・能力のことである。

【解説 p 21】

Ⅲ 各学校において定める目標及び内容

2 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。

【解説 p 23】

Ⅲ 各学校において定める目標及び内容

2 各学校において定める目標及び内容の取扱い

(2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。

【解説 p 25】

Ⅲ 各学校において定める目標及び内容

2 各学校において定める目標及び内容の取扱い

(3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。

【解説 p 26】

Ⅲ 各学校において定める目標及び内容

2 各学校において定める目標及び内容の取扱い

(7) 目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

【解説 p 33】

IV 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 年間や、単元（題材）など内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。 【解説 p 34】

IV 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

○探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」

総合的な学習の時間において「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を重視することは、探究的な学習の過程をより一層質的に高めていくことにほかならない。

【解説 p 103】

IV 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いについての配慮事項

(2) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

【解説 p 46】

IV 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いについての配慮事項

(3) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。

【解説 p 49】

V 移行措置関係規定

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。